



令和3年6月30日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部

主幹(環境影響評価・化学物質) 堀田 (TEL 972-2676)  
 大気環境対策課長 久田 (TEL 972-2678)  
 地域環境対策課長 磯部 (TEL 972-2671)

## 令和2年度 ダイオキシン類調査結果について

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）の規定に基づき、ダイオキシン類の環境調査及び発生源調査を行っています。

このたび、令和2年度の調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。

- ・ 環境調査の結果は、すべて環境基準を達成しました。
- ・ 発生源調査の結果は、すべて基準に適合していました。

### 1 環境調査結果の概要

法第26条の規定に基づき実施した環境調査結果は、すべて環境基準を達成しました。

調査項目		調査地点数	調査結果	環境基準	評価	
大気環境		4	0.013~0.026pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年間平均値で 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	達成	
水環境	公共用水域	水質	0.037~0.26pg-TEQ/L	年間平均値で 1pg-TEQ/L以下	達成	
		河川				6
	海域	3				
	底質	河川	6	0.14~52pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下	達成
		海域	3			
	水生生物(魚類)	1	0.38pg-TEQ/g	—	—	
地下水		4	0.022~0.043pg-TEQ/L	年間平均値で 1pg-TEQ/L以下	達成	
土壌環境		4	0.0010~1.8pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下	達成	

※水生生物(魚類)には環境基準が定められていない。

毒性等量(TEQ)は、最も毒性の強いダイオキシンの毒性に換算した値である。

1pg(ピコグラム)とは、1兆分の1gをいう。

## 2 発生源調査結果の概要

### (1) 行政検査結果について

事業者の排出基準の遵守状況を確認するため、排出ガスでは3施設、排水水では1排水口で行政検査を実施しました。その結果、すべて排出基準に適合していました。

種別	調査対象	測定結果	排出基準	適合状況
排出ガス	3施設	0.00029~0.30 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	適合
排水水	1排水口	0.00015pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	適合

※1ng(ナノグラム)とは、10億分の1gをいう。

### (2) 事業者測定結果について

法第28条の規定に基づき、事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を行い、その結果を市長に報告することとされています。

排出基準との適合状況を見ると、排出ガス、排水水及びばいじん等すべて基準に適合していました。

なお、測定結果の未報告は、排出ガス、ばいじん等について3施設ありました。

#### ア 排出ガス及び排水水の事業者測定結果

種別	報告数	測定結果	排出基準	適合状況
排出ガス	33	0~1.2ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	施設により異なる	適合
排水水	11	0.000030~0.16pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	適合

#### イ ばいじん等の事業者測定結果

種別	報告数	測定結果	処理基準	適合状況
ばいじん及び燃え殻	18	0~2.5 ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	適合

#### ウ 未報告施設

特定施設の種類の	排出ガス	ばいじん等
廃棄物焼却炉	3	3

## 3 今後の対応

引き続き常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握していきます。また、法に基づき、工場・事業場への規制指導を行い、測定結果が報告されていない事業者に対しては、適切に指導していきます。

## 4 その他

詳細な調査結果については、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

市政情報▶分野別の計画・指針・調査結果▶ごみと環境保全

▶環境保全関係の計画・調査結果・施策▶ダイオキシン類調査結果・資料

▶ダイオキシン類調査結果について

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-10-1-0-0-0-0-0-0.html>)

